

記入上の注意事項

- この届出は「保健師助産師看護師法第33条」に基づく業務従事者届です。
- 令和4年12月31日現在、看護職として就業されている方は届出が義務づけられています。(オンライン又はこの届出票のどちらかで提出)
- 2箇所以上で勤務している方は、一番長い時間勤務している勤務先で提出してください。(重複届出不可)
- 令和4年12月31日現在における就業状況について記載してください(原則本人が記載)。
- この届出票は、令和5年1月15日までに就業地を管轄する保健所、健康福祉事務所に提出してください。

ひ	よ	う	こ	ゝ	は	な	こ	
							1 の場合	0 1

- ふりがなは左寄せにし、濁点、半濁点は1マス使用し、姓と名の間は1マスあける。
- 生年月日、⑧ 登録番号、登録年月日は右寄せにし、空欄には数字の「0」を入れる。
- 「免許の種類別」は、所有する全ての免許について所有している免許証(状)を確認し、記載する。
登録年月日は、再交付又は書換交付日ではなく、最初に登録された年月日を記載する。
- 「主たる業務」については、複数の免許を所持していても、その主たる業務について1つのみ記載する。
- 「主たる業務に従事する場所」の助産所の「分娩の取扱いあり」については、分娩取扱いの実績の有無にかかわらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩の取扱いあり」のAへウに記載する。
- 「雇用形態」は、次により記載する。
 - 「1 正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指す。
 - 「2 非正規雇用(1又は3に該当しない者)」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「1 正規雇用」「3 派遣(紹介予定派遣を含む)」に該当しない者を指す。
 - 「3 派遣(紹介予定派遣を含む)」とは、派遣会社から派遣されている者を指す。
- 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわらず、次により記載する。
 - 「1 フルタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が40時間程度(1日8時間・週5日勤務等)の者を指す。
 - 「2 短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指す。
 また、□内は下記計算式により常勤換算した数値を記入する。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位の値を記入することとする。ただし0.1に満たない場合は、0.1と記入する。

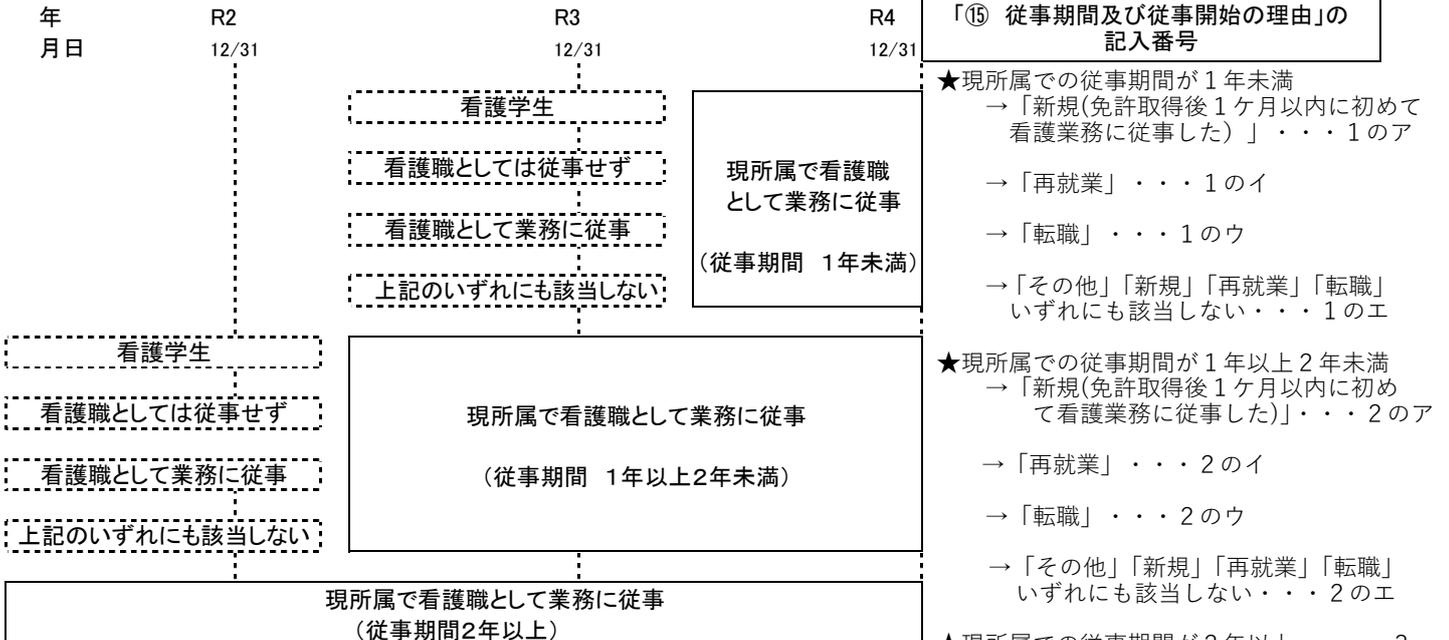
※「常勤換算」の計算の仕方

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の1週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間}}$$

- 例) ① 週2日8時間(16時間)勤務の場合(アルバイト等)
16÷40=0.4人
- ② 週5日6時間(30時間)勤務の場合
(育児短時間勤務等)
30÷40=0.8人

- 「従事期間」について
 - 現所属での従事期間は、同一の者が設置する施設・事業所間の異動・転勤は、従事場所に変更がなく、継続しての勤務とする。
例) 同一医療法人が設置する病院と診療所、訪問看護ステーション間の異動は継続した勤務とする。
 - 産休、育休等は雇用関係が存在(所属に在籍)すれば、従事期間に含まれる。
- 「従事開始の理由」は、次により記載すること。
 - 「新規」とは免許取得後、初めて看護職として従事した場合
(ただし、2種類以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合)
 - 「再就業」とは、現在の就業場所に、従事開始前1年間の間に、看護職として従事していない場合
 - 「転職」とは、現在の就業場所に、従事開始前1年間の間に、看護職として従事したことがある場合
 - 「その他」とは、「新規」「再就業」及び「転職」のいずれにも該当しない場合

<従事期間等の記載について> …考え方の参考図



- 「特定行為研修の修了状況」について(平成27年10月1日から研修制度施行)
 - 「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する研修を指し、「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為の区分を指す。
 - 「指定研修機関番号」の欄は指定研修機関から交付された特定行為研修修了証に記載されている番号を記載する。
 - 「修了した特定行為区分」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記載する。(ただし、パッケージ内容は除く)
 - 「修了した領域別パッケージ研修」の欄は該当するすべての領域について記載する。